

平成23年2月24日

福岡拘置所所长

嶋田 博 殿

福岡県弁護士会

会長 市丸信敏

同人権擁護委員会

委員長 前田恒善

勧告及び要望書

当会は、弁護士法に規定された弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義実現を期するために人権擁護委員会を設け、人権侵犯救済申立を受けた案件について調査を行い、事案に応じて適宜の措置をとることとしております。

この度、福岡拘置所に在監しておりました●●●●氏の申立てにかかる案件について、人権擁護委員会で調査・検討を重ねた結果、貴所に対して下記のとおりの勧告及び要望をすべきものとの結論に達し、当会の議決機関である常議員会においてこれを承認しました。

本勧告及び要望書を発することとした理由は、別紙「勧告及び要望の理由」記載のとおりです。

勧告及び要望の趣旨

第1（要望）

貴所は、平成19年11月25日に申立人を脱衣させ所持品を検査した後に、申立人の着用していた衣服（ウインドブレーカー）の申立人へ返還を怠り、紛失させました。

貴所が被収容者の私物を預かった場合には、貴所が責任を持って

管理し、被収容者に確実に返還すべきです。

よって、今後、福岡拘置所内において被収容者の私物の管理を慎重に行うよう要望いたします。

第2（勧告）

平成20年8月4日、申立人に接見禁止処分が付されていないにもかかわらず、申立人からの弁護士〇〇〇〇あての発信に報道2社あての告発状を同封することを不許可とされました。

しかし、この不許可処分には法律上正当な理由が認められず、被告人の外部交通（特に弁護士の援助を受ける権利）を不当に侵害するものとして、刑事訴訟法80条に反して違法であると考えられます。よって、今後、正当な法律上の根拠なく被収容者から弁護士宛の信書の発信（自己の処遇に関する第三者宛ての文書の同封を含む）を妨げないよう勧告いたします。

以上

【別紙】

勧告及び要望の理由

第1 当事者

1 申立人

氏 名 ●●●●

住 所

2 相手方

名 称 福岡拘置所 所長

所 在 福岡市早良区百道1丁目16番10号

第2 申立の概要

1 申立人が福岡拘置所に勾留中の平成19年11月23日に同所職員から保護室に収監され、翌24日に、別の保護室に移動した際に、申立人が着用していた衣服（上下白のトレナー）を職員より脱がされ、同衣服を廃棄処分された（衣服の器物損壊）。

2 上記保護室収容時の暴行等について、福岡検察庁宛告訴状及び新聞社宛告発状を福岡県弁護士会所属の弁護士○○○○（国選弁護人ではない）を通じ提出しようと同弁護士宛信書に同封を願いでたところ、同封を不許可とされた（文書の発信妨害）。

第3 認定事実

1 前提事実

申立人は、窃盗被告事件第一審の審理中の平成19年10月9日に福岡拘置所に移送され（接見禁止はついていない）、平成20年1月10日に保釈されたが、同年2月27日に保釈が取り消されて福岡拘置所に再収監され、その後同年3月5日に実刑判決を言い渡されてこれに対して控訴したが結局棄却となり、同年11月11日から福岡刑務所にて服役し、平成21年10月14日に出所した。（以上、申立人および第一審弁護人からの事情聴取による）

2 申立人が衣類を脱がされたことについて

申立人は、保護室に収容された日の朝、居室内で手に持った尿瓶をタオルに巻きつけて大声を出したうえ、その尿瓶を壁に向かって投げつけたこと、次の日に枕のカバーが破れて内容物が散乱していたことについて認めている。

申立人によれば、初日の保護室収容時と2日目の移動時のいずれにおいても裸にされたとのことであるが、福岡拘置所からの回答によれば、2日目に申立人が枕の内容物を隠匿していないかどうか確認するため衣類を脱がせたとのことである。

以上のことから、少なくとも2日目に申立人が衣類を脱がされたことは認められるが、1日目については証拠が不十分であり裸にされたことを断定することができない。

3 申立人の衣服の器物損壊について

衣服（ウインドブレーカーの下衣）の紛失の点については、申立人の身体の検査後に、申立人に対して衣服を返還していない事実及び衣服が所在不明となり、弁償したという事実について、福岡拘置所長は、回答書において「収容時に着用していた下衣（ウインドブレーカー）の所在が不明となり、弁償した事実があります。」と認めしており、同事実は認定できる。

ただし、申立人の主張する職員が故意に申立人のウインドブレーカーを廃棄したとの事実については、同回答書において福岡拘置所は「意図的に廃棄したものではありませんが、前記9の検査後に交付することを失念し、掃きだした枕の内容物と共に誤って処分した可能性も否めませんでした」と否定しており、それ以外に証拠がないので、これを認定することはできない。

4 文書の発信妨害について

申立人は、当時接見禁止は付されておらず、信書の発受の禁止などの制限がない状況であったところ、福岡拘置所の回答によれば「平成20年8月4日、申立人から〇〇〇〇弁護士あて発信書に、検察庁あて告訴状及び毎日新聞社ほか報道2社あての告発状と称する書

面の同封願いがありました」とあり、申立人が文書を同封する願い出をしたことは両者の供述が一致している。

申立人は、この願い出に対して、両方の文書について福岡拘置所が同封を不許可としたと主張するが、福岡拘置所は、「前者（検察庁宛告訴状）は、弁護士を介した告訴として同封を認めましたが、不服申し立て機関ではない後者（報道機関宛て告発状）については、一般の発信で足りるため、同封を不許可にしました」と回答している。申立人は、結局いずれの文書も○○弁護士には出さなかったと述べているから（○○弁護士にも確認したところ当時そのような文書は受け取っていないとのこと）、申立人は両方について同封を不許可とされたと信じていた可能性は高いが、それは、福岡拘置所の一部不許可の判断が申立人に正確に伝わらなかった可能性もあるから、福岡拘置所が両方の同封を不許可としたことまでは断定できない。

よって、福岡拘置所が報道機関宛ての文書の同封を不許可としたという限りにおいて認定できる。

なお、福岡拘置所に対して発信に関する規定の開示を求めたが、「通常、名あて人以外に対する信書の同封は禁止しており、同封を希望する場合は、申請に基づき個々に許否判断をしています。関係書面の交付は控えさせていただきます」との回答であった。

第4 判断

1 申立人の衣服を脱がせたことについて

1日目に尿瓶が割れて破片が飛び散ったことや、2日目に枕の内容物が散乱していたことからすれば、保護房収容又は移動にあたって身体検査をすることは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下、「刑事被収容者処遇法」と表記する）75条1項の「刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要がある」との要件を満たしているものと考えられる。

2 申立人の衣服の紛失について

申立人は、福岡拘置所が申立人の衣服を廃棄した器物損壊である

と主張するが、本件では申立人の衣服を福岡拘置所が故意に廃棄したという事実までは認められないから、器物損壊とはいえない。

しかし、収容者の衣服は、収容者の個人の所有物であるため、拘置所の職員が被収容者の衣服等、個人の私物を預かる場合には慎重な管理が当然要求される。したがって、拘置所が収容者から預かった私物を故意に廃棄することはもちろんのこと、過失により紛失することもあってはならないことである。しかも、拘置所が保管するに至った収容者の私物を確実に当被収容者に返還することは容易なものである。

にもかかわらず、福岡拘置所は、申立人を収容している保護室から転室させる際に脱衣させながら、衣服を申立人に返還交付することを失念し、結果として紛失させている。

このように、福岡拘置所における申立人の衣服の紛失は、故意に行われたとは認定できないものの、被収容者の私物の保管状況は不適切であるといわざるを得ない。

3 文書の発信妨害について

i 法律上の発信制限理由に当たらないこと

刑事訴訟法80条では、「勾留されている被告人は、第39条第1項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により刑事施設に留置されている被告人も、同様である。」と規定している。

これに対して同法81条は、「裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第39条第1項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。」と規定し、接見禁止の制限がついた場合に、被収容者と弁護人以外の者との書類の授受を禁止することができるとする。しかし、本件では当職らにおいて申立人の弁護人に問い合わせ

せたところ、発信不許可処分当時、上記の接見禁止の制限はなかったとの報告を受けている。

また、上記刑訴法 81 条とは別に、刑事被収容者処遇法第 134 条は、刑事施設の未決拘禁者に対して、懲罰（閉居罰）中である等の場合に信書の発信を禁止しているが、申立人が当時これらに該当していたこともなかった。

さらに、同法第 136 条は、刑事施設の未決拘禁者について、信書の内容による発信の差し止めを認める同法第 129 条を準用しているが、申立人が○○弁護士宛て信書に同封しようとした報道機関に対する告発状の内容は、拘置所の中の処遇をマスメディアに対して訴える内容であるから、同条に列挙してある差し止め事由（①暗号の使用、②刑罰法令違反、③刑事施設の規律及び秩序を害する、④受信者を不安にさせ又は損害を与える、⑤受信者を侮辱）のいずれにもあたらない。

このように、申立人の報道機関に対する告発状の同封を制限する法律上の根拠はないので、本来同封は許されるべきであった。

ii 福岡拘置所の回答理由に合理性がないこと

これに対して、福岡拘置所は、「通常、名あて人以外に対する信書の同封は禁止しており、同封を希望する場合は、申請に基づき個々に許否判断をしています」という前提のもと、本件においては、「前者（検察庁宛告訴状）は、弁護士を介した告訴として同封を認めましたが、不服申し立て機関ではない後者（報道機関宛て告発状）については、一般の発信で足りるため、同封を不許可にしました」と説明している。

そもそも、名あて人以外に対する信書の同封を原則として禁止すること自体が、上記の発信制限の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」129 条に照らして許されるかどうか問題であるが、それは措くとしても、本件における福岡拘置所の不許可の判断には、以下のとおり正当理由が認められない。

すなわち、検察庁に対する告訴状も直接発信することに問題は

なく、区別を設ける合理的理由にはならない。また、検察庁に対する告訴状は弁護士による法的検討が必要であるが報道機関に対する告発状は必要性が認められないのかというと、報道機関に対する告発状でも、その内容が拘置所の処遇に関するものであれば、直接送付する前に、かかる訴えに理由があるものかどうか弁護士に法的検討や助言を求めることが望ましいことは言うまでもなく、また、かかる検討のうえで、弁護士から報道機関に送付するほうが直接送付するより真摯に受け止められるという必要性も考えられる。

そもそも、被収容者が自己の刑事事件について弁護人の援助を受ける権利とは別に、自己の処遇に関して法律専門家である弁護士にアクセスし助言を受ける権利は尊重されなければならない。国連自由権規約委員会も、自由権規約7条（拷問又は残虐な刑の禁止）に関する一般的意見として「被拘禁者の保護のためには、医師および弁護士、ならびに、捜査のために必要なときは適切な監督のもとで家族構成員に、速やかにかつ定期的にアクセスできるようにすることが必要である」と強調しているところである(一般的意見20の11項 United Nations Compilation of General Comments P140)。

iii 受刑者の発信についての監獄法下での最高裁判例の判断

ところで、受刑者の発信を制限する基準についての参考となる判例として、刑務所長が受刑者の新聞社あての信書の発信を不許可としたことが国家賠償法1条1項の適用上違法となるとした最判平成18年3月23日(判タ1208号72頁)がある。

この判決は、旧監獄法46条2項について、「表現の自由を保障した憲法21条の規定の趣旨、目的にかんがみると、受刑者のその親族でない者との信書の発受は、受刑者の性向、行状、監獄内の管理、保安の情況、当該信書の内容その他の具体的な事情の下で、これを許すことにより、監獄内の規律及び秩序の維持、受刑者の身柄の確保、受刑者の改善、更生の点において放置すること

のできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められる場合に限ってこれを制限することが許されるものというべきであり、その場合においても、その制限の程度は、上記の障害の発生防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である」と厳格に解釈している。

その上で、刑務所長が監獄内の規律等に障害があるかどうかを確認しないで、特に必要性が認められないという理由だけで、原告の新聞社あての手紙の発信を制限したことは、監獄法上違法であることは避けられないとした。そして、同法同条同項を厳格に解釈すべきであることについて、刑務所長は十分理解し得たはずであるとして、国家賠償法1条1項上違法であると認定した。

この判例は、旧監獄法下の事案に対するものであるが、現行の刑事被収容者処遇法が成立しようとする状況下で判断がなされたものであり（同法の成立は平成18年6月）、裁判実務や行政実務に与える影響は少なくなく、また、同法の運用や解釈にも影響を及ぼすものと考えられている（判タ1208号74頁、1245号82頁参照）。そして、受刑者等の権利が明確化され、信書の発信の制限が例外的な場合にしか許されないことが規定された同法の下にあっては、この判例の基準を下回って制限が許容されることがあってはならない。しかも、この判例は受刑者に関する事例であるが、刑事被収容者処遇法は、未決拘禁者に対する信書発信の制限について受刑者の規定を準用しつつも、未決の者としての地位に特に配慮すべきことを求めていることから（法31条）、未決拘禁者の信書の発信制限については、受刑者に比べて一層厳格に解されなければならない。

とすれば、上記判例の趣旨によれば、刑事被収容者処遇法の下において、未決拘禁者について、本件のように、具体的な弊害の発生が考えられないにもかかわらず、弁護士宛ての信書に報道機関あての告発状を同封することにつき「弁護士に発信する必要がない」との理由のみで不許可とする処分は、違法な措置であり許

されないものというべきである。

iv 小括

以上のことからすれば、福岡拘置所が、申立人の○○弁護士あての信書に、報道2社に対する告発状の同封を認めなかつたことは、正当な法律の根拠なく申立人の信書の発信を制限したものと言わざるを得ず、このような運用は刑事訴訟法80条に反するものである。

4 結論

以上の理由により、勧告及び要望の趣旨のとおりの措置をとるべきと判断した次第である。

以上